

第3回がん登録部会 議事次第

日 時：平成26年10月16日（木）16:00～18:00

場 所：厚生労働省専用第14会議室（12階）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 今後の予定について
- (2) 院内がん登録の項目について
- (3) その他

【資 料】

資料1 がん登録部会委員名簿

資料2 今後の予定について（イメージ）

資料3 院内がん登録の項目について

資料4 全国がん登録 届出マニュアルについて

資料5 全国がん登録 国民向けPRについて

参考資料1 がん登録等の推進に関する法律の概要

参考資料2 がん登録等の推進に関する法律

参考資料3 疫学研究に関する倫理指針

参考資料4 臨床研究に関する倫理指針

参考資料5 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

参考資料6 地域がん登録の手引き 改訂第5版 2013年版

参考資料7 がん診療連携拠点病院 院内がん登録標準登録様式（一部抜粋）

今後の予定について(イメージ)

平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律が成立

平成26年7月30日	第1回がん登録部会
8月18日	第2回がん登録部会 政省令の内容を了承
10月16日	第3回がん登録部会 政省令についての意見公募(パブリックコメント)
10月～11月頃	第4回がん登録部会(全国がん登録記載マニュアル等) 政省令の決定、公布
12月頃	医療機関向けの説明
平成27年2月頃	第5回がん登録部会(同意代替措置に係る指針等)
4月頃	第6回がん登録部会(データ利用と提供ガイドライン等) -以降適宜開催
平成28年1月1日	がん登録等の推進に関する法律施行

資料 2

1. 法律上、部会での検討が必要なもの

- ①同意代替措置に係る指針
附則第2条第1項
「同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置を講じているとき」

ポイント

- ・どうい措置を講じていれればよいか



第5回、第6回がん登録部会で検討予定

2. 法律上、策定を定められている指針

- ②院内がん登録に係る指針
第44条第1項

「厚生労働大臣が定める指針に則して院内がん登録を実施するよう努める」

ポイント

- ・院内がん登録の項目
- ・全国がん登録との整合性



第3回、第4回がん登録部会で事務局案提示予定

がん登録部会における今後の議事(イメージ)

指針や運用マニュアル(ガイドライン)等で整理が必要な事項について検討する。

1. 法律上、部会での検討が必要なもの
 - ①同意代替措置に係る指針
2. 法律上、策定を定められている指針
 - ②院内がん登録に係る指針
3. 全国がん登録の実施に係る事務的ガイドライン
 - ③運用マニュアル(ガイドライン)
 - ア. 全国がん登録記載マニュアル
 - イ. データ利用と提供に関するガイドライン
 - ウ. 個人情報保護に関するガイドライン

3. 全国がん登録の実施に係る事務的ガイドライン

③運用マニュアル(ガイドライン)

- ア. 全国がん登録記載マニュアル
- イ. データ利用と提供に関するガイドライン
- ウ. 個人情報保護に関するガイドライン

ポイント

- ・病院が届出をする際に必要な項目
- ・データを利用・提供する際の手続き
- ・データ利用・提供状況の報告
- ・安全管理措置



第4回、第5回、第6回がん登録部会で事務局案提示予定

院内がん登録標準登録様式 項目 (案)

院内がん登録標準登録様式 項目 (案)				
	項目名	備考	全国がん登録項目	
基本情報	1	病院等の名称	1	
	2	診療録番号	2	
	3	重複番号	登録されているの中で、診断日の最も早い腫瘍を第1がんとする	
	4	カナ氏名		3
	5	氏名		4
	6	性別		5
	7	生年月日		6
診断情報	8	診断時都道府県コード	7	
	9	診断時住所 (詳細)	7	
	10	当該腫瘍初診日	※ 当該腫瘍の診療のために初めて自施設を受診した日	14
	11	他施設診断日 (初回診断日)	※ 当該腫瘍に関して治療前の診断過程で、最も確かな検査が実施された日 (他施設が主体になって、その診断過程が実施された場合) 正確な診断日が不詳の場合は、他施設での治療開始日、入院日なども可とする	
	12	自施設診断日	※ 当該腫瘍に関して治療前の診断過程で、最も確かな検査が実施された日 (自施設が主体になって、その診断過程を実施した場合)	14
	13	来院経路		
	14	発見経緯		15
	15	診断施設		11
	16	治療施設		12

院内がん登録標準登録様式 項目(案)			全 国 がん 登録 項目		
	項目名	備考			
腫 瘍 情 報	17	局在コード	ICD-O-3 局在 (T) コード4桁	9	
	18	原発部位名		9	
	19	側性		8	
	20	治療前 (臨床) 分類	ステージ (治療前UICC)		
	21		TNM分類 (UICC) T分類		
	22		TNM分類 (UICC) N分類		
	23		TNM分類 (UICC) M分類		
	24	術後 病理学的 分類	ステージ (術後病理学的 ・UICC)		
	25		pTNM分類 (UICC) pT分類		
	26		pTNM分類 (UICC) pN分類		
	27	pTNM分類 (UICC) pM分類			
	28	ステージ (治療前・取扱い規約) 肝臓癌のみ			
	29	進展度・治療前			16
	30	進展度・術後病理学的			17
	31	病理診断・形態コード	ICD-O-3 形態 (M) コード (6桁)		10
32	病理診断テキスト			10	
33	診断根拠	自施設、他施設に関わらず、患者の全経過を通じて、当該がんの診断の根拠となつた最も確かな根拠を登録		13	

院内がん登録標準登録様式 項目(案)			全国がん登録項目
	項目名	備考	
	以下の初回治療情報は、631症状緩和的治療を除き、「当該腫瘍の縮小・消失を目的に腫瘍に対して行われた初回治療」に限って施行「あり」とする。当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含まない。		
	34	外科的治療の有無	18
	35	外科的治療の施行日（自施設）	
	36	外科的治療（他施設） 《自施設受診前》	
	37	外科的治療（他施設） 《自施設受診後》	
	38	鏡視下治療の有無 ※ 自然孔以外からの内視鏡的手技	20
	39	鏡視下治療の施行日（自施設）	
	40	鏡視下治療（他施設） 《自施設受診前》	
	41	鏡視下治療（他施設） 《自施設受診後》	
	42	内視鏡的治療の有無 ※ 自然孔からの内視鏡的手技	21
	43	内視鏡的治療の施行日（自施設）	
	44	内視鏡的治療（他施設） 《自施設受診前》	
	45	内視鏡的治療（他施設） 《自施設受診後》	
	46	観血的治療（外科的・鏡視下・内視鏡的）の範囲	
	47	放射線療法の有無	22
	48	放射線療法の施行日（自施設）	
	49	放射線療法（他施設） 《自施設受診前》	
	50	放射線療法（他施設） 《自施設受診後》	
	51	化学療法の有無	23
	52	化学療法の施行日（自施設）	
	53	化学療法（他施設） 《自施設受診前》	
	54	化学療法（他施設） 《自施設受診後》	
	55	内分泌療法の有無	24
	56	内分泌療法（他施設） 《自施設受診前》	
	57	内分泌療法（他施設） 《自施設受診後》	
	58	その他の治療の有無	25
	59	その他の治療（他施設） 《自施設受診前》	
	60	その他の治療（他施設） 《自施設受診後》	
	61	治療情報テキスト	
	62	症状緩和的治療（自施設）	

初回治療情報

院内がん登録標準登録様式 項目(案)			全 国 統 一 項 目
	項目名	備考	
追 跡 情 報	63	生存最終確認日	
	64	死亡日	26
	65	予後調査結果	
	66	予後調査方法	

全国がん登録 届出マニュアルについて

目次

1 届出の対象と方法

対象

- (1) がんの種類
- (2) 患者

方法

- (1) 届出義務
- (2) 届出の期間
- (3) 届出るところ
- (4) 届出の方法

2 届出項目について

患者情報

病院等の名称
診療録番号
カナ氏名
氏名
性別
生年月日
診断時住所

各項目 1 ページから 2 ページで
構成する。

腫瘍情報

側性
診断名(原発部位名)
病理診断
診断施設
治療施設
診断根拠
診断日
発見経緯

診断時の病期

進展度・治療前
進展度・術後病理学的

初回の治療情報

外科的治療の有無
体腔鏡治療の有無
内視鏡的治療の有無
外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の範囲
放射線療法の有無
化学療法の有無
内分泌療法の有無
その他の治療の有無

届出時の状況

死亡日

平成26年度 全国がん登録 国民向け PR (進捗)

国立がん研究センターがん対策情報センター
全国がん登録データセンター準備室

1. 目的

全国がん登録制度に関して国民における制度の理解を深める。

2. 方向性と方針

国民に対し「がん登録」に具体的な行動を喚起する必要があることから、「がん」そのものについて多くの人に考えるきっかけを与え、その中に「全国がん登録制度」の名称や情報を含めることで、結果的に多くの人々が「がん登録」に触れ、意義を理解し、馴染みをもってもらおう方法を検討する。

3. ターゲット層とメッセージ

メッセージ伝達の効果や予算活用の効率化の観点から、がんに対する関心や情報感度の高い層をメインターゲットと想定し、そのターゲット層が自発的に紹介したくなる PR 素材やメッセージ (キャッチフレーズ) を制作・発信する。

4. PR の実施方法

以下のものを、一般市民への周知に向けた仕掛け作りを推進するため、政策 PR 等を含む類似事業に関わってきた外部専門家を取り込み、広報媒体の最適化やコンテンツ制作をする。

- (1) 国立がん研究センターのがん情報サービス内に一般向け全国がん登録のページ
- (2) 全国がん登録のロゴとキャッチコピー
- (3) 全国がん登録の広報キャンペーンの素材。単体では必ずしも一般市民の目にとまりやすい内容ではないため、多くの市民の目に触れる工夫を凝らした媒体・周知チャネルの組み合わせが必要。(例：新聞・雑誌広告、TV・ラジオ広告、WEB 広告、フリーペーパー、ポスター、チラシ、POP、音声、動画等)

5. 評価方法

成果物の、がん情報サービスにおける、閲覧数、反応 (いいね、シェア、ツイート等) 数、パブリシティ効果、反響、および推計リーチ数など。

6. 作成予定時期

- (1) は10月末、(2)～(3)は2015年2～3月頃。